

秋市選管告示第29号

令和7年4月6日執行の秋田市長選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定において読み替えて適用される同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

令和7年3月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

(次のとおり略)